

## 市民参加条例の策定に係る市民参加の方法について

市民参加に関する条例（いわゆる市民参加条例）は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第16条の規定を受け策定するもので、自治基本条例に定めるもの（多様な方法の整備、機会の平等、環境の整備及び意見、提案等の反映）のほか、茅ヶ崎市における市民参加に関し必要な事項を定めるものとなります。

これまで条例の策定においては、(仮称)茅ヶ崎市市民参加条例のように表記することが通例ですが、今回は単に「市民参加条例」としています。これは、条例の題名には、簡潔で、かつ、条例の内容を的確に表すものであることが求められるため、内容をこれから検討していく現段階においては、あえて仮称ではなく一般名詞としての「市民参加条例」としているものです。

現在茅ヶ崎市には、茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針（平成15年10月策定）があり、これは、平成11年10月以来4年の歳月をかけ、十分な市民参加のプロセスを経て策定された、茅ヶ崎市における市民参加の基本的な方針を定めたもので、自治基本条例の施行後においてもその存在は、変わるものではありません。

自治基本条例に基づき策定する市民参加条例は、この基本方針を発展させた、その延長線上にあるべきものであることから、その策定に当たっては、この基本方針に定める市民参加推進のための重点取組（①ワークショップの活用②パブリックコメントの実施）を尊重することが最も望ましいものと考え、この2つの市民参加の手法を採用することとします。

茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針（平成15年10月策定）

市民参加推進のための重点取組

**1. ワークショップの活用**

**2. パブリックコメントの実施**

### **1. ワークショップの活用**

ワークショップは、原則として市民の誰もが自由に参加し、意見を述べられる仕組みです。

参加者の募集方法、開催日程等については、広報紙、ホームページ等で周知を図ることとします。

ワークショップは、複数回（2週間に1回、全8回程度）開催し、平成23年1月下旬

を目途に開始し、同年5月頃に終了することを目標とします。

ワークショップの中では、第1段階「条例骨子案の基となるもの」→第2段階「条例骨子案」→第3段階「条例素案」の順に作業を進めていくこととします。

ワークショップの実施に当たっては、第3者的な中立性、公平性を確保するため、外部のファシリテーターにその進行を依頼することを想定しています。

#### ワークショップのメリット

1. 参加者を限定しないため、広く多くの市民の意見を反映させることができる。
2. 複数回開催することで、議論をより深めていくこともできる。
3. 条例施行後も参加者の興味・関心が持続する効果が期待できる。
4. 必ず発言の機会が与えられるため、参加者の満足度が高まる。
5. 多様な意見を持つ市民がそれぞれの立場で意見を出し合い、平等かつ合理的に意見をまとめることができる。
6. 参加者が実際に作業を行うことで、建設的な意見を出しやすくなる。

## 2. パブリックコメントの実施

「条例素案」を対象に実施することとします。(平成23年7月頃を目標)

#### ワークショップとパブリックコメントの比較

ワークショップ	パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"><li>・多対1 (多数の参加者と市)</li><li>・開催日のその時間に限定されてしまう</li><li>・多数の意見の積み重ねでより発展的・建設的な意見が出る可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1対1 (市民個人と市)</li><li>・一定の期間意見を募集、自由な時間に参加可能</li><li>・市民の意見に対し市の意見を公表</li><li>・問題に対し時間をかけ、掘り下げた意見が出る可能性</li></ul>

それぞれに長所があり、2つの手法を組み合わせることで実施することにより、より広い市民の意見を反映させることが可能になるものと考えられます。

市民参加条例策定スケジュール（案）

全員協議会資料  
平成22年11月16日

